

令和6年度学童クラブ入会申込み案内

●学童クラブについて

学童クラブは、保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない場合に、放課後や学校の長期休業日等に家庭に代わる生活や遊びの場を提供し児童の健全育成を図るとともに、仕事と子育ての両立支援を図ることを目的として運営しています。

●入会条件

- ①市内に住所を有すること。
- ②市立小学校又は義務教育学校に就学中の児童であること。
- ③保護者等が就労、疾病その他やむを得ない理由により昼間家庭において当該児童を保護することが困難であると認められる事情があること。
- ④開設時間中の送迎が可能であること。

●登録期間・開設日等

登録期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日（年度ごとの登録となります）			
開設日	①授業が行われる月～金曜日②小学校の授業の休業日（夏休み等の長期休業日等） ③第1土曜日④振替休業日⑤県民の日			
休業日	①国民の祝日②第1土曜日を除く土曜日及び日曜日③8月13日～15日 ④12月29日～翌年1月3日			
開設時間	平日	放課後～午後6時	長期休業日	午前7時45分～午後6時
			第1土曜日等	午前8時～午後6時

※天候の状況等により、教育委員会が必要と認める場合、開設日時を変更することがあります。

●申込み方法

◎4月1日から利用を希望する場合

(1) 臨時窓口受付期間

申込区分	期間	時間	場所	オンライン申込み
新規・継続	令和5年12月5日(火)～11日(月) ※9日(土)は除く	9:00～18:30	子育て支援・多世代交流施設 ふぁみりこらぼ 101研修室 (石川町11-1)	 上記の二次元コードより、オンラインでの申込みも可能です。
	令和5年12月10日(日)	9:00～17:00	那珂湊支所 会議室1 (和田町2丁目12-1)	
継続のみ	令和5年12月5日(火)～8日(金)	13:30～18:00	各公立学童クラブ	

(2) 臨時窓口受付終了後の受付期間

申込区分	期間	時間	場所	オンライン申込み
新規・継続	令和5年12月12日(火)～3月15日(金)	土日祝日 除く8:30～18:30	子育て支援・多世代交流施設 ふぁみりこらぼ 青少年課窓口 (石川町11-1)	上記の二次元コードより、申込み可能。


※申込み日によって、判定結果を送付します。準備が整い次第お申込みください。

なお、申込み人数が多い場合には入会待機となります。

◎4月15日以降に利用を希望する場合

市ホームページ「令和6年度公立学童クラブ入会申込み案内」の「申込受付スケジュール」をご確認ください。

(必要書類)

①学童クラブ入会申込書	 市HP「令和6年度公立学童クラブ入会申込み案内」はこちらから
②家庭状況申立書兼調査票	
③学童クラブの利用を必要とする理由に伴う下記の添付書類(両親分必要です)	
1就労の場合 雇用(予定)証明書 *弟妹分はコピー可 ※予定証明書の方は、就労開始後に雇用証明書の再提出が必要です。	
2妊娠・出産の場合 母子健康手帳の写し又は妊娠証明書	
3疾病・障害の場合 要看護者分の診断書又は身体障害者手帳・療育手帳等の写し	
4介護の場合 要介護者の診断書又は介護保険証の写し	
5就学の場合 在学証明書及び履修表等	
※記入漏れ及び提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。	

●入会の決定

- ・利用可能人数を上回る申込みがあった場合、家庭状況等により審査を行います。
- ・審査の結果、入会を待機していただく場合があります。
- ・入会の可否については、後日入会承認(不承認・待機)通知書を発送します。
申込み時期によって発送時期が異なりますので、市ホームページ「令和6年度公立学童クラブ入会申込み案内」の「申込受付スケジュール」をご確認ください。※表面の二次元コードよりアクセスしてください。

●保育料

世帯区分	8月以外の月	8月
(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯	2,000円	4,000円
(2) ①生活保護世帯 ②就学援助世帯 ③災害その他の特別の事由により保育料を納付することが著しく困難な世帯	0円	0円

- ・保育料は、入会児童1人当たりの金額です。兄弟利用の場合は、人数分の保育料がかかります。
- ・保育料は利用日数に関わらず定額です。月の途中で入会又は退会した場合も同様です。
- ・申込時の利用希望月に基づき保育料がかかります。
- ・(2)に該当する方は、下欄の区分に応じた書類を提出いただくか、別紙同意書を提出してください。
(※提出がないもしくは、非該当になった場合には保育料がかかります。)

(2)①世帯	被保護世帯であることを証する書類(生活保護受給証明書等の写し)
(2)②世帯	当該援助を受けていることを証する書類(就学援助費受給者決定通知書等の写し)
(2)③世帯	必要書類(詳細は青少年課までお問い合わせください)

●納入方法

- ・保育料は原則、口座振替により、毎月1日から月末までの保育料を、当該月の28日(休日の場合は翌営業日)に、指定口座より引き落とします。口座振替が出来なかった場合には、納付書を送付します。
- ・入会決定後、「ひたちなか市市税等預金口座振替書」により指定銀行の各支店で口座登録の手続きをしていただきます。詳細は、入会決定時にご案内します。

●保険加入

- ・学童クラブでの活動中や送迎中の事故やケガに対する補償は、教育委員会で加入する保険の範囲内でその費用を負担します。

●退会する場合

- ・退会する場合は、退会する月の前月末までに「学童クラブ退会申出書」を青少年課又は学童クラブまでご提出ください。(※毎月1日時点の在籍児童に保育料がかかりますので、ご注意ください。)
(例)6月以降の保育料がかからず退会する場合・・・5月末までに退会申出書を提出

●利用月を変更する場合

- ・利用月を変更する場合は、当該月の前月末までに「学童クラブ利用月変更届」を青少年課又は学童クラブまでご提出ください。(※毎月1日時点の在籍児童に保育料がかかりますので、ご注意ください。)

問合せ先

〒312-0057 ひたちなか市石川町11番1号
ひたちなか市教育委員会青少年課
電話 029-272-5883